

# TPP協定交渉についての意見交換 説明資料

## ・TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| (1) 米国以外8ヶ国(平成24年3月1日)       | P1～7   |
| (2) 米国(平成24年2月7日)            | P8～12  |
| (3) 米国実務者協議(平成24年2月23日)      | P13    |
| ・TPP交渉:第10回・11回交渉会合の概要       | P14～15 |
| ・環太平洋パートナーシップ首脳声明            | P16    |
| ・環太平洋パートナーシップ(TPP)の輪郭        | P17～23 |
| ・TPP協定により我が国が確保したい主なルール      | P24～27 |
| ・TPP協定において慎重な検討を要する可能性がある主な点 | P28～32 |
| ・米国政府意見募集の結果概要               | P33～34 |

平成 24 年 3 月

# TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果 (米国以外8カ国)

平成24年3月1日

内閣官房, 外務省, 財務省, 農水省, 経産省

関係省庁担当者を派遣して, ベトナム(1月17日), ブルネイ(同19日), ペルー(同24日), チリ(同25日), シンガポール(2月9日), マレーシア(同10日), オーストラリア(同21日)及びニュージーランド(同23日)とそれぞれTPP交渉参加に向けた協議を行ったところ, その結果は以下のとおり。なお, 本資料は, 各国の発言振りを記載したものであり, 国によって一部発言内容に違いがある。

(注)なお, TPPの各分野の交渉の現状についての情報は別途公表する予定。

## 1. 日本の交渉参加に関する各国の立場

### (1) 基本的な立場

○以下の発言があった。

- ・日本の交渉参加を支持することを決定した。
- ・日本の交渉参加を強く支持する。
- ・新規交渉参加を認めるための手続として, 関係大臣を含む委員会の決定等が必要だが, 特段の問題はない。
- ・日本のTPP交渉参加への関心を歓迎し支持する。

- ・日本のTPP交渉参加への関心を歓迎する。日本が包括的で高い水準の協定、特に包括的関税撤廃という目標に応えられるのかが関心事項であり、確信を得たい。日本の交渉参加に関しては引き続き検討したい。
- ・日本の交渉参加への関心を歓迎する。日本がTPPについての結論に至ることを期待している。日本は交渉参加の基準に適合することをまだ示し得ていない。

## (2)日本の交渉参加の条件

- 日本に交渉参加の条件として求めるものについては、いずれの国も、そうしたものはないと述べた。

## **2. 新規交渉参加について**

### (1)参加に向けたプロセス

- 交渉参加に向けたプロセスとしては、複数の国が、①全交渉参加国との個別協議、②全交渉参加国による交渉参加の承認、というプロセスを経る必要があると述べた。

### (2)新規交渉参加国に求める共通の条件

- 「包括的で質の高い協定への約束(コミットメント)」について、以下の通り、参加の条件かどうか等について各国で内容が異なる発言があった。

- ・包括的で質の高い自由化へのコミットメントを交渉参加の条件として9カ国で同意しているわけではない。
- ・事前に除外を求めることなく、全てを交渉のテーブルにのせ、包括的自由化にコミットすることが参加の条件である。
- ・包括的で高いレベルの自由化へのコミットメントは交渉参加の前提条件ではないが、交渉参加国間で共有されている野心を共有することが求められる。
- ・包括的かつ高いレベルの自由化へのコミットメントについては具体的な判断基準はない。
- ・包括的かつ高いレベルの自由化の水準にコミットすることは、参加のための基準である。
- ・TPP交渉の広い範囲や、TPP交渉の高い水準を受容するとの基準を満たせるかに関心がある。

○「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」について、以下の発言があった。

- ・交渉参加の条件として9カ国で合意したものではない。
- ・そうした事態（議論を蒸し返すこと）は避けたいが、重大な判断を要する事項はこれまで合意されていない。
- ・交渉参加国がこれまで積み上げてきた交渉の成果から新規参加国もスタートする必要があるという意味である。

○「交渉の進展を遅らせないこと」については、以下のとおり、各国で内容が異なる発言があった。

- ・交渉参加の条件として9カ国で合意したものではない。
- ・交渉の進展に貢献し、遅らせないことは参加のための基準である。

○上記に関し、以下の発言があった。

- ・日本を含む交渉参加候補国は「TPPが目指している高い野心へのコミットメント」及び「交渉の勢いに貢献し、交渉を遅らせないこと」との基準に適合することを明確な証拠をもって示す必要がある。

### 3. 関税撤廃の扱い

○交渉対象については、全てを自由化交渉の対象としてテーブルにのせなければいけないことは、各国とも認識を共有していた。

○「関税撤廃の原則」について、以下の発言があった。

- ・長期の関税撤廃などを通じて、いつかは関税をゼロにするというのが基本的な考え方である。
- ・全品目の関税撤廃が原則、他方、全品目をテーブルにのせることは全品目の関税撤廃と同義ではない。
- ・90から95%を即時撤廃し、残る関税についても7年以内に段階的に撤廃すべしとの考えを支持している国が多数ある。即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある。

- ・包括的自由化がTPPの原則であり、全品目の関税撤廃を目指して交渉を行っている。
- ・「包括的自由化」の解釈は国によって異なる。

○「センシティブ品目の扱いや除外」について、以下のとおり、各国で内容が異なる発言があった。

- ・センシティブ品目の扱いは合意しておらず、最終的には交渉次第である。
- ・全交渉参加国がセンシティブ品目を有しているが、最終的には交渉分野全体のパッケージのバランスの中で決まる。
- ・除外を認めるべきではないとの合意の下、交渉を進めているが、交渉の最終結果として除外があるか否かは予断できない。
- ・関税撤廃について特定品目を除外してもいいという合意はない。
- ・国内産業保護を目的とした除外を得ることは困難。
- ・現時点で除外を求めている国はない。
- ・例外なき関税撤廃を実現し、種々のセンシティブティへの対応として7年から10年の段階的撤廃により対応することが、基本的な原則としてすべての交渉参加国で合意されているが、本当にセンシティブな品目の扱いについては今後の交渉を見極める必要がある。
- ・センシティブ品目への配慮は段階的関税撤廃で対応すべき。
- ・関税割当は、過去に議論されたことはあったが、もはや議論されておらず、現在の議論の対象は関税撤廃をどれだけの時間をかけて行うかで

ある。

- ・除外については議論していない。
- ・除外はTPPの目標と一致しない。

## 4. 妥結の見通し, 今後のスケジュール

### (1) 妥結の見通し

○以下の発言があった。

- ・現実に可能かどうかは誰にも分からないが, 交渉の進んでいるいくつかの分野については, 6月か7月に実質合意すべく交渉を加速化している。
- ・全体として30%程度しかできあがっていない状況であり, 7月の合意は極めて難しい, (実質合意に近いとされる)分野であっても, 約20条のうち1条しか合意していない。
- ・本年中に(市場アクセスを除く)ルールの大部分は合意可能であるが, センシティブな部分はもう少し時間がかかる。
- ・非常に難しい交渉であり, 実際の妥結時期は誰にも分からない。
- ・本年6月初旬のAPEC 貿易大臣会合までに条文案について実質合意することを目標にしている。
- ・2012年中に交渉を終えるべく協議を進めており, 7月頃が重要なポイントとなる。
- ・ホノルルでの APEC の機会に貿易大臣が合意したとおり, 年内の実質合意を目指している。

## (2) 今後のスケジュール

○3月1日～9日の豪州メルボルンでの会合を含め、本年5回の交渉会合が予定されている、また、必要に応じて、分野を限定した中間会合を開催する予定であるとしていた。

## **5. オブザーバー参加、交渉条文案の提供**

○交渉参加に向けた協議を行っている国のオブザーバー参加は認めないこと、交渉条文案は交渉参加国以外には共有しないことについては、各国とも認識を共有していた。

(以上)



## TPP 交渉参加に向けた関係国との協議の結果

(米国)

平成24年2月7日

内閣官房, 総務省, 外務省, 財務省

厚労省, 農水省, 経産省, 国交省

関係省庁担当者を派遣して、2月7日、米国とTPP 交渉参加に向けた協議を行ったところ、その結果は以下のとおり(日本側より、八木外務省経済局長、佐々木経済産業省通商政策局長、山下農林水産省大臣官房総括審議官(国際)、矢崎内閣官房郵政改革推進室参事官、宇野財務省関税局参事官ほか)が出席。米側より、カトラー米国通商代表補、ワイゼル同代表補(TPP 首席交渉官)、ラズダ国家安全保障委員会(NSC)貿易・投資部長、クイン同アジア経済部長ほか)が出席。)

### 1. 我が国国内における検討状況

○日本側より、ホノルルでのAPEC 首脳会議以降の我が国における取組に関し、TPP 協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する体制を構築したこと及び右体制の下、国内広報・情報提供、国内連絡・調整、国別協議を行っていくこと等について説明した。

○また、2010年11月の「包括的経済連携に関する基本方針」が我が国の経済連携に関する基本的な考え方であると前置きした上で、包括的経済連携への対応について、同方針に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を

通じて、高いレベルの経済連携を目指す旨を説明した。

○これに対し、米側より、TPP 交渉に参加すれば、すべての品目を自由化交渉の対象とする用意があるかとの質問があり、日本側より以下のとおり説明した。

仮にTPP 交渉に参加する場合には、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。ただし、すべての品目を自由化交渉の対象とした場合に、どのような自由化が求められるのか、しっかりと理解する必要があるため、情報提供願いたい。

○また、米側より、サービス貿易や労働・環境といったTPP の対象となる21 分野に対応する用意があるかとの質問があり、日本側より以下のとおり説明した。

TPP 交渉で対象となっている関税以外のすべての分野においても、高いレベルの経済連携を目指し、そのため、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、規制、非関税措置を含む抜本的国内改革を推進する方針であるが、TPP での対応については、どこまでの自由化が、どのような措置で求められるか、貴国を含む参加各国からしっかり情報収集する必要がある。

## 2. 米国国内における検討状況

○我が国の交渉参加に関する米国国内における検討状況に関し、米側より以下の説明があった。

・先般実施した米国政府による意見募集(パブリック・コメント)や、これまで関係者から提出された意見に関し、米国政府としてそれらの正当性を評価・分析しているところである。日本のTPP 交渉参加について全体として肯定的な意見が大勢であった。しかし、現在行われている交渉を遅らせないことやTPP の高い水準を満たすことを条件にしている意見も多くある。

・また、日本が重要な市場であること、日本の参加によってTPP は更に重要かつ有意義なものとなること等の指摘があった。更に、日本の参加は知財分野等において、TPP の野心の水準を高めることに役立つとの指摘もあった。

○米側より、パブリック・コメント等に出されている意見の中から、いくつかの分野における意見をハイライトしたいとして、例示的に農業、自動車、保険・急送便、分野横断的事項の4 分野について紹介があった。

○米側より、パブリック・コメント等にて示された様々な事項に関し、米国政府による精査を行い、米国政府としての懸念を特定した上で、今後日米で協力して効果的な対応を協議していきたい旨の発言があった。

これに対し、日本側より、提起された事項にはこれまでも二国間で議論してきたものも多く含まれているが、今後とも議論していきたい旨発言した。

### 3. 我が国の関係国との協議の状況

○日本側から、TPP 交渉参加に向けた他の関係国との協議の状況に関し、以下の説明を行った。

・1月にベトナム、ブルネイ、ペルー、チリにおいて、我が国から派遣された関係省庁関係者が、それぞれの政府のTPP交渉担当者との間で「交渉参加に向けた協議」を行った。また、TPP交渉に関する情報収集を行った。

・これら4か国との協議は、非常に前向きなものであり、全体として我が国のTPP交渉参加への支持の表明があった。

・また、日本に交渉参加の条件として求めるものについては、いずれの国もそうしたものはないと述べた。

○また、「包括的で質の高い協定への約束」、「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」、「交渉の進展を遅らせないこと」が参加の条件かどうかについて、各国で内容が異なる見方が示されたこと、また、関税撤廃の扱いについて、各国ともすべてを自由化交渉の対象としてテーブルに載せなければいけないとの認識を共有していたことを説明した。

#### 4. TPP交渉の現状

○日本側から、国内において頻繁に提起される事項に関する質問をリストとして提出するので米側から正確、詳細な情報を得たい旨要請したところ、米側より、以下の発言があった。

・できる限り回答したい。

・公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行する必要があるとの情報や、また、いわゆる単純労働者の移動を受け入れる必要があるとの情報も流れているが、米国が他のTPP交渉参加国にそ

のようなことを要求していることはない。

○日本側より、TPP 交渉の見通し・スケジュールにつき照会したのに対し、米側より、ホノルルで示された首脳の指示に基づき、年内の交渉妥結を目指して取り組んでおり、これを実現するための詳細なスケジュールも作成してある、交渉会合の合間にも原産地規則、市場アクセス、労働・環境等の分野について数多くの個別会合を行い、交渉の進展に努めている、6月のAPEC 貿易担当大臣会合ではそれまでの進展を確認し、交渉の進展に努力したいと考えている旨応答があった。

○日本側より、センシティブ品目の取扱いについて関税撤廃からの除外があり得るのか質問したのに対し、米側より、TPP は包括的な協定を目指している旨回答があった。

## 5. 今後の取り進め方

○米側より、米国内の今後のプロセスに関し、パブリック・コメントや、利害関係者、議会との接触を通じて得られたコメントの評価・分析にはまだしばらく時間が必要であるとの説明があった。

○双方は、引き続き協議を行うことで一致し、今月21日及び22日に、ワシントン D.C.において実務者レベルでの協議を行うことを確認した。

## TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果

(米国との実務者級協議)

平成24年2月23日

内閣官房、総務省、外務省  
財務省、文部科学省、厚生労働省  
農林水産省、経済産業省

2月21日及び22日、米国ワシントンD.C.において、TPP交渉参加に向けた米国との協議(実務者級)を行ったところ、その結果は以下のとおりです。

1. 今次協議には、日本側から、内閣官房、外務省、農林水産省、経済産業省ほかの関係省庁の担当者が、米国側から、米国通商代表部ほかの担当者が出席しました。
2. 2日間の協議では、日米両国の担当者間で、TPPの章・分野毎に技術的な情報交換及び協議が行われました。米国側からは、TPPの各分野の交渉の現状等について説明がありました。これらの説明を受けて、日本側からは、日本国内の関連する現行国内法令や制度の内容、これまでに締結したEPA/FTAでの関連する内容等につき説明を行いました。
3. 双方は、今後更に協議を行っていくこととし、具体的な協議日程については外交ルートで調整することで一致しました。

(参考)我が国より、片上経済外交担当大使ほかが出席、米側より、ビーマン米国通商代表補代理ほかが出席。

# TPP協定：第10回交渉会合の概要

平成23年12月14日  
外務省、農林水産省、経済産業省

(以下の情報は、マレーシア政府のメディアリリース及びUSTRのプレスリリース等を基に取りまとめたもの。)

## ■1. 会合及び交渉の全体像

- 日程：12月5日-9日（於：マレーシア）
- 本会合は、ホノルルAPEC時のTPP「首脳宣言」を受けて開催。主な目的は、来年にTPP交渉を終了させるため一層尽力せよとのTPP首脳からの指示を受け、今後の交渉の進め方について議論すること。
- 本会合では、投資、サービス、原産地規則、知的財産の分野に関する作業部会が開催された。また、物品、農産品、繊維に関する市場アクセスに関する二国間協議も行われた。200人近い参加者が会合に出席。

## ■2. 今次交渉会合の成果

- 今後の交渉作業計画（ロードマップ）を2012年1月中旬までに各作業部会が描くことに合意。2012年には5回の全分野を対象とした交渉会合を予定。
- 今回会合が開催された全ての分野別交渉において、条文テキスト及び市場アクセス交渉について、いずれも進捗があった。
- 次回第11回交渉会合は、2012年3月初旬に豪州で開催される予定。次回会合の前に、環境（1月下旬）、原産地規則及び知的財産の分野の作業部会の中間会合が行われる予定。（米国は今後2ヶ月間、いくつかのTPP交渉当事国と二国間で協議し、条文案や関税パッケージについて更なる進展を図る意向。）

## ■3. 交渉参加に向けて協議を開始する国の扱い

- 9カ国は、オブザーバー参加や交渉参加前の条文案の共有は認めないとの従来方針を再確認した。
- 交渉会合中はこうした国との協議は行わないこと、二国間協議は各国首都で行うのが好ましいとの点で意見が一致した。

# TPP協定：第11回交渉会合の概要

平成24年3月14日  
内閣官房  
外務省、財務省、農水省、経産省

(※以下の情報は、交渉会合参加国によるプレスリリース等をもとに取りまとめたもの。)

## ■1. 会合及び交渉の全体像

—日程：3月1日-9日（於：メルボルン（オーストラリア））

—交渉参加9カ国から500人を超える交渉担当者が参加。

—250以上の関係団体等がメルボルンでの関連行事に参加。豪州政府の主催で4日に開催されたフォーラムでは、学界、経済界、公益団体が40以上のプレゼンテーションを実施。

—次回交渉会合は5月に予定。（場所は未定。）

## ■2. 今次交渉会合の成果

—第11回交渉会合において更に力強い前進があった。これによりTPP交渉参加国は包括的で21世紀型の協定の妥結に向け引き続き順調に進んでいる。

—9日間の交渉会合において、20以上の作業部会が、TPP交渉参加国との通商関係の全ての側面を網羅するTPP協定の条文案について議論を行った。貿易協定に伝統的に含まれる事項から、規制制度間の整合性、中小企業の国際貿易への更なる参加、TPP参加国内の地域的サプライチェーンの深化、開発の促進といった分野横断的事項まで、ほぼ全ての章において顕著な進展が見られた。

—デジタルテクノロジー等革新的な製品・サービスの貿易及び投資上の扱い、国有企業と民間企業との公平な競争の確保など、新たな通商課題についても実りある意見交換が行われた。

—市場アクセス・パッケージの協議では様々な国からサービスと政府調達に関する改善案が提示され、また鉱工業品、農産品、繊維製品にかかる野心的な関税パッケージについても引き続き議論が行われた。

## ■3. 新規交渉参加国の扱い

—新規交渉参加国の関心についても議論した。日本、メキシコ、カナダ3カ国の関心を歓迎。昨年11月の表明以来、TPP交渉参加国はこれらの3カ国と交渉参加に関する準備状況について話し合うため2国間の協議を開始した。

—関心を表明した各国についてはそれぞれのメリットについて考慮されており、最終決定は全てのTPP交渉参加国の合意でなされる。



# 環太平洋パートナーシップ首脳声明

(外務省仮訳)

2011年11月12日

我々、オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、アメリカ合衆国、及び、ベトナムの首脳は、本日、我々9か国の間で環太平洋パートナーシップ（TPP）の大まかな輪郭を発表することを嬉しく思う。貿易及び投資を自由化し、新旧の貿易に関する問題や21世紀の課題に対応する包括的で次世代型の地域協定をつくるという共通のビジョンについて、画期的な成果を上げたことを嬉しく思う。我々は、この協定が、我々の中の密接な関係を促進し、我々の競争力を強化し、我々の消費者に利益を与え、さらに、我々の国において、雇用の創出や維持、より高い生活水準、そして貧困の削減を後押しすることで、将来の他の自由貿易協定の野心のモデルになるであろうことを確信している。

我々は、この成果やこれまで成功裏になされた作業に基づき、ここホノルルにおいてこの画期的な協定をできるだけ早く妥結できるよう、必要なリソースを投入することを約束した。同時に、我々は各国により様々に異なるセンシティブな問題の交渉が残されていることを認識し、各国の多様な発展のレベルを考慮しつつ、包括的かつバランスのとれたパッケージの文脈の中で、これらの問題に対処する適切な方法を見出す必要があることに合意した。そのため、我々は交渉チームに対し、12月初めに会合を開き、作業を継続するとともに、2012年における追加的な交渉会合の日程を調整するよう指示した。

我々は、太平洋地域での自由貿易につながる道をつけるという最終目標に向け、今発表することが出来る進展について喜びを感じている。我々は、この地理的にも経済発展のレベルにおいても多様な9か国によるパートナーシップを、この地域の他の国に広げることへの強い関心を共有している。協定の妥結に向け進む中で、我々は、交渉チームに対し、TPP参加に関心を表明した他の環太平洋のパートナーの将来的な参加を促進するため、これらのパートナーとの対話を継続するよう指示した。

(了)

# 環太平洋パートナーシップ（TPP）の輪郭

貿易・投資を拡大し、雇用、経済成長及び発展を支援する：TPPの輪郭

（外務省仮訳）

2011年11月12日

2011年11月12日、TPP参加9か国－オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、アメリカ合衆国－の首脳は、TPP参加国間の貿易と投資を拡大し、イノベーション、経済成長及び開発を促進し、並びに、雇用の創出及び維持を後押しする、野心的で21世紀型のTPPの大まかな輪郭を達成したことを発表した。

協定の大まかな骨格は以下のとおり。

## 重要な特徴

TPPの大まかな輪郭の合意に関する首脳への報告の中で、貿易担当閣僚は、TPPの5つの特徴を特定した。これらの特徴により、TPPは、世界の経済においてTPP参加国が競争力を高めていくために、グローバルな貿易の新しい基準を設立し、次世代の課題を包含する、画期的で21世紀型の貿易協定となる。

○包括的な市場アクセス：我々の労働者とビジネスにとっての新しい機会及び我々の消費者にとっての即時の利益を創出するために、関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する。

○地域全域にまたがる協定：TPP参加国の雇用創出、生活水準の向上、福祉の改善、持続可能な成長を促進するという目標を支援するために、TPP参加国間の生産とサプライチェーンの発展を促進する。

○分野横断的な貿易課題：TPPに4つの新しい分野横断的な課題を取り込むことでAPEC及び他のフォーラムで行われる作業を発展させる。この4つの課題は、以下の通りである。

－規制制度間の整合性：参加国間の貿易をより継ぎ目のない効率的なものとするすることで、これら国々間の貿易を促進する。

－競争力及びビジネス円滑化：地域的な生産とサプライチェーンの発展等を通じて、各TPP参加国経済の国内及び地域の競争力を強化し、地域の経済統合と雇用を促進する。

- －中小企業：中小企業による国際的な取引を促進しつつ、中小企業が貿易協定を理解し、利用するに当たっての困難に取り組む。
- －開発：包括的で強固な市場自由化、貿易と投資を拡大するような規律強化、及びその他の約束（全てのTPP参加国が協定を効果的に履行し利益を完全に享受するためのメカニズムを含む）により、経済開発とガバナンスにとって重要な制度が強化され、これによって各TPP参加国の経済発展上の優先課題が前進する。

○新たな貿易課題：デジタル経済やグリーン・テクノロジーに関連するものを含む革新的な製品及びサービスの貿易及び投資を促進し、TPP地域を通じた競争的なビジネス環境を確保する。

○「生きている」協定：将来生じる貿易の課題及び新規参加国に伴う協定の拡大から生じる新しい課題に対応するために、協定の適切な更新を可能とする。

## 範囲

- ・協定は、全ての重要な貿易及び貿易関連分野をカバーする「シングル・アンダーテイキング」として交渉が行われている。これまでの自由貿易協定がカバーする課題への従来のアプローチを新しくすることに加え、TPPは新たな貿易課題及び分野横断的な課題を含む。
- ・協定の条文及び特定の市場アクセスの約束（TPP参加国が相互の物品、サービス、政府調達にそれぞれの市場を開放するための約束）を策定するために、9回の包括的な交渉会合において、20以上の交渉グループが会合を行った。
- ・また9か国全ては、協定の利益と義務が完全に共有されるように、高い基準を採用することに合意した。また、9か国は、貿易に関する能力の構築、技術支援、及び自由化約束の適切な段階的实施等を通じ、途上国メンバーが直面するセンシティブティ及び特有の課題に適切に対応する必要性に合意した。
- ・新しくかつ分野横断的な一連の約束により、コストが削減され、TPPメンバー間のより継ぎ目のない貿易の流れと貿易ネットワークの構築が可能となり、国際貿易への中小企業の参加が促され、経済成長と高い生活水準が促進される。
- ・交渉チームは、伝統的なFTAの章において分野横断的な課題について新しい約束を提案したのに加え、上記課題に対応するため、独立した別個の約束の合意に向けてかなりの進展を達成した。

## 条文案

交渉グループは事実上全てのグループにおいて統合条文案を作成した。いくつかの分野においては、条文案はほとんど完成しており、他の分野においては、特定の問題についての条文案を仕上げるために更なる作業を必要としている。条文案には、相違点が残っている部分を示すために括弧が付されている。

条文案はTPP参加国間の取引関係のあらゆる面をカバーしている。以下に示すのが現在交渉中の課題と進捗状況の要点である。

### ○競争：

競争分野の条文案は競争的なビジネス環境を促進し、消費者を保護し、TPP参加国の企業に公平な競争の場を確保する。交渉担当者は条文案について大きな前進をとげた。その条文案には、競争法及び競争当局の設置と維持、競争法の執行における手続的公平性、透明性、消費者保護、私的訴権及び技術協力に関する約束が含まれている。

### ○協力及び貿易に関する能力の構築：

TPP参加国は、交渉期間中及び合意後に、協定を実施し活用するTPP参加国の能力を向上させるため、貿易に関する能力の構築及び他の形態による協力が極めて重要であることで一致している。TPP参加国は、TPP参加国間で追求することに合意した高い水準を途上国が満たすに当たっての特定のニーズに対応することを支援する上で、能力構築のための活動が効果的な方策であることを認識する。この精神に基づき、特定の要請に応える形で、いくつかの協力及び能力構築の活動がすでに実施され、途上国がTPPの目標を達成することを支援する更なる活動が計画されている。TPP参加国は、TPPの実施後、協力及び能力構築支援を効果的に促進するため、需要主導で柔軟な制度上のメカニズムを構築する特定の条文案についても議論している。

### ○越境サービス：

TPP参加国は、越境サービスの条文案について核となる要素のほとんどについて合意した。この合意は、公共の利益のために政府が規制する権利を維持しつつ、電子的に提供されるサービスや中小企業によるサービスを含む、サービス貿易について公正で開放的な透明性のある市場を確保するための基礎となる。

### ○税関：

TPPの交渉担当者は、税関に関する条文案の重要な要素、及び予見可能でかつ透明性があり、貿易を迅速化し促進する税関手続を設けることが非常に重要であることについて合意に達した。この合意は、TPP参加国の企業を地域の生産及びサプライチェーンに繋げる上で役立つものである。条文案は、税関当局の関税法令及び規則を厳格に執行する能力を維持

する一方で、物品が税関の管理下からできるだけ早く引き取られるようにするものである。更に、TPP参加国は、協定及び他の税関に関する事項が効果的に実施及び運用されるように税関当局間の緊密な協力の重要性に合意した。

#### ○電子商取引：

電子商取引の条文案は、この取引手段を活用している消費者及びビジネスの双方にとっての障害に取り組むことによって、デジタル経済の可能性を拡大する。デジタル環境の下での関税への取組みに関する条項、電子的な取引における認証及び消費者保護を含め交渉に進展があった。情報の流通及びデジタル製品の扱いについての追加的提案が議論されている。

#### ○環境：

環境に関する意味のある成果により、この協定は、貿易と環境に関する重要な課題に適切に取り組む、貿易と環境の相互補助を向上させるものとなる。TPP参加国は、環境に関する条文案が、環境保護の強化に資する貿易関連課題について効果的な規定を含むものであるべきという考え方を共有し、また、協定の実施を監督する効果的な制度的枠組と能力構築のための協力枠組について議論している。さらに、参加国は、海洋漁業、その他の環境保全についての課題、生物多様性、特定外来生物、気候変動、環境物品・サービス等の新たな課題に関する提案についても議論している。

#### ○金融サービス：

金融機関への投資及び国境を越える金融サービスの貿易に関連する条文案により、透明性、無差別性、新しい金融サービスの公正な扱い、投資保護及びこれらの保護のための効果的な紛争解決救済措置が改善される。これらの約束により、市場開放の機会がつけられ、金融商品を扱うビジネス界と消費者が恩恵を得ると同時に、金融当局が、金融危機の際を含め、金融市場の統合性と安定を確保するために行動をとる権利が保護される。

#### ○政府調達：

政府調達章の条文案により、この章の適用対象の調達は、公正、透明かつ無差別な方法で行われるようになる。TPPの交渉担当者は、この章の適用対象である調達の基本的な原則及び手続について合意し、さらに特定の義務を策定している。TPP参加国は、経過的な措置の使用を通じて、途上国の調達市場の開放を促進する必要性を認識しつつ、全ての参加国による同等の調達の対象範囲を目指している。

#### ○知的財産：

TPP参加国は、参加国間における知的財産権に対する効果的でバランスの取れたアプローチを確保するために、既存の「知的所有権の貿易関連の側面に関するWTO協定」(TRIPS協定)上の権利・義務を強化及び発展させることで合意した。商標、地理的表示、著作権と関連する権利、特許、営業秘密、一定の規制製品の承認に必要なデータ、知的財産の

執行、遺伝資源と伝統的知識を含む、多くの形態の知的財産に関する提案が議論されている。TPP参加国は、「TRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」についての共有された約束を条文案に反映することに合意した。

○投資：

投資に関する条文案により、各TPP参加国の投資家及び投資財産に対しては、その他のTPP参加国における実質的な法的保護が与えられる。それには、無差別、待遇に関する最低基準、収用に関する規則、及び貿易と投資を歪曲する特定措置の履行要求の禁止を確保するための規定に関する現在継続中の交渉が含まれる。投資に関する条文案は、適切なセーフガードの下で、迅速、公正、かつ透明性のある投資家対国家の紛争解決に関する条項を含むものであり、その適用範囲については議論が続いている。投資に関する条文案は、公共の利益のために規制を行うTPP参加国の権利を保護する。

○労働：

TPP参加国は労働章に盛り込むべき要素について議論している。これら要素としては、労働者の権利保護、及び労働に関する相互の関心事項についての協力、協調、対話を確保するためのメカニズムについての約束が含まれる。TPP参加国は、労働者が21世紀に直面している課題に対応する上で、協調することが重要であることで意見が一致している。この協調は、労働者の福利厚生や雇用可能性を高め、人的資源開発やハイ・パフォーマンスな職場を促進する職場の慣行に関する二国間及び地域的な協力を通じて行われる。

○法律的事項：

TPP参加国は、紛争解決のための明確で効果的なルールを含め、協定運用に関する規定の交渉で大きく前進し、これら手続に関するいくつかの個別問題について議論している。また、TPP参加国は協定上の義務に対する例外や、法律、規則その他ルールの策定過程の透明性に関する規律についても交渉を進めた。さらに、特定分野における良い統治（good governance）や手続の公正に関する提案についても議論している。

○物品市場アクセス：

TPP参加国は、TPP参加国が相互に与える市場アクセスが野心的で、バランスがとれており、透明なものとなるように、すべてのTPP参加国に適用される物品貿易に関する原則と義務を設けることに合意した。物品貿易に関する条文案では、協定参加国がWTO協定上負っている義務を上回る重要な約束を含む参加国間の関税撤廃、及び貿易障壁となりうる非関税措置の撤廃も扱われている。TPP参加国は、輸出入ライセンスや再生品に関する提案も検討している。農産品の輸出競争や食料安全保障に関する規定も議論されている。

○原産地規則：

TPP参加国は、産品がTPP地域で原産されたものであるか否かを決定するための共通

の原産地規則の策定を追求することに合意した。また、交渉参加国はTPPの原産地規則を客観性、透明性、予見可能性を備えたものとする事に合意したほか、製品の原産性を申告する上で（TPPの）自由貿易地域内で産出された材料を使用又は「累積」または使用出来るようにするアプローチについても議論している。さらに、TPP参加国は、シンプルで効果的かつ効果的な特惠申告の確認制度に関する提案について議論している。

○SPS（衛生植物検疫）：

動植物の健康及び食品安全を強化し、TPP参加国間の貿易を促進するため、9か国はWTO・SPS協定の現行の権利及び義務を強化し、発展させる事に合意した。SPSの条文案には科学、透明性、地域主義、協力及び同等性に関する一連の新たな約束が含まれるであろう。加えて、交渉担当者は、輸入検査や確認を含む一連の新たな二国間及び多国間の協力に関する提案を検討することに合意した。

○TBT（貿易の技術的障害）：

TBTの条文案は、WTO・TBT協定の現行の権利及び義務を強化し、発展させるもので、これによりTPP参加国間の貿易が促進され、また、規制当局が健康、安全及び環境を保護し、その他の正当な政策目的を達成することを助けるであろう。TBTの条文案には遵守期間、適合性評価手続き、国際規格、制度的メカニズム及び透明性に関する約束が含まれることとなる。TPP参加国は、また、適合性評価手続きに関する規律、規制に関する協力、貿易円滑化、透明性及びその他の問題や、特定分野を対象とする提案についても議論している。

○電気通信：

電気通信の条文案により、TPP参加国の市場において、電気通信サービス提供者は競争的なアクセスを得るようになり、これによって消費者に利益がもたらされ、TPP参加国の市場のビジネス競争力が強化される。TPP参加国は、相互接続や物理的な設備へのアクセスを通じて電気通信サービス提供者に対し合理的なネットワーク・アクセスを与えることが必要という幅広い合意に加え、規制プロセスの透明性の強化や、不服申立ての権利を確保する広い範囲の規定についてほぼ合意しつつある。さらに、技術の選択や高価な国際携帯ローミング料金への対応に関する提案も出されている。

○一時的入国：

TPP参加国は一時的入国に関する章の中の一般規定について実質的に合意した。これら一般規定は、一時的入国に関する申請の処理の透明性と効率性を向上させ、また、これまでのTPP参加国当局間の技術協力を更に促進するものである。商用関係者の個別カテゴリーに関する特定の義務については、議論が行われている。

○繊維・衣料品：

繊維・衣料品に関する市場アクセスに加え、TPP参加国は税関間協力、法執行手続、原産地規則及び特別セーフガードなど、様々な関連規律について議論を行っている。

○貿易救済：

TPP参加国は、WTO協定上の権利と義務を確認することに合意し、透明性や適正手続き（due process）の分野で既存の権利・義務を発展させた義務等についての新提案の検討も行っている。また、暫定的な地域セーフガード・メカニズムに関する提案も出されている。

## 関税スケジュール（譲許表）及びその他の市場開放パッケージ

- ・TPPの関税譲許表は約11,000のタリフラインのすべての物品をカバーする。9か国はTPP共通の原産地規則を作成中であり、これをいかに最も効果的かつシンプルに作成すべきか現在様々な提案を比較検討しているところである。
- ・サービス及び投資に関するパッケージは、すべてのサービス分野をカバーすることになる。9か国が追求する高水準の成果を確保するため、TPP参加国は「ネガティブ・リスト」方式を基礎とする交渉を行っている。これはサービス貿易を包括的にカバーすることを前提としつつも、特定サービス分野の約束に関する特定の例外について交渉することを可能とするものである。
- ・政府調達分野では、相互のセンシティブリティを認識しつつ、TPP参加国相互の政府調達市場へのアクセスを最大にするように、対象範囲の拡大を追求しながら、各国間でパッケージの交渉が行われている。

### 次のステップ

TPP参加9か国の首脳は、12月の初めに交渉担当者が会合を開き、その際に追加的な交渉会合の日程を調整するよう指示した。

（了）



## TPP協定により我が国が確保したい主なルール

2011年11月  
外務省

交渉分野	我が国が確保したい主なルールの内容
物品市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国が未だEPAを締結していない米国、豪州、NZとの関係において、我が国輸出品の関税の撤廃等の可能性がある。また、我が国が既にEPAを締結している国との間でも、残っている関税の撤廃等の可能性がある。</li> <li>● 物品貿易ルールとして、輸出規制に係る手続の透明性・明確性の確保等の強化ができれば、資源等の安定的な確保に資する。</li> </ul>
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TPP協定交渉参加国間で統一された原産地規則が新たに策定され、また、制度が簡素化されれば、利用企業、税関当局、貿易実務者の事務合理化が進展する。特に、我が国が採用してきている規則等を反映できれば、更に企業等の利便性が向上する。</li> <li>● 複数国が参加する協定に日本が参加することにより、累積（締約国内の原産材料を日本の原産材料として換算できるもの）等のルールを広域で活用することが可能となれば、域内サプライチェーンを活用したビジネスを行いやすくなる。</li> </ul>
貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国税関が既に導入しているシングル・ウィンドウ等の先進的な制度がTPP協定に規定される場合には、税関手続の簡素化、貿易円滑化がさらに進展する。貿易手続にかかる人員や資金の少ない中小企業にとっては、特に貿易促進に資する。</li> </ul>
SPS（衛生植物検疫）	<p>特になし。</p>
TBT（貿易の技術的障害）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報交換のためのメカニズムが設置される場合には、同メカニズムを通じて、具体的問題の解決の加速化が期待できる。</li> </ul>
貿易救済（セーフガード措置等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貿易救済措置の一つであるアンチ・ダンピング措置の運用【注】を抑制するため、事前通報の手続等を規定できる場合には、我が国企業の円滑な経済活動に資する。</li> </ul> <p>【注】アンチ・ダンピング課税</p> <p>ダンピングによって国内産業が被る損害を除去する目的で相手国の物品に関税を賦課する制度。輸出価格と輸出国の国内価格等の正常価格とを比較して、輸出価格が正常価格よりも低い場合に、これを</p>

	<p>不当な廉売としてその差額について関税を課すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国に有利な特定産品別のセーフガードを採用できる可能性がある。</li> </ul>
<b>政府調達</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国とのEPAで政府調達について約束していないマレーシアや、十分な内容を約束していないベトナム、ブルネイとの関係では、より高い水準の内容を追求できる。また、WTO政府調達協定（GPA）に加入しておらず、我が国と二国間EPAを締結していない豪州及びNZとの関係でも新たな約束を求めることができる。</li> <li>● 対象機関については、我が国は中央政府以外にも比較的多くの機関を対象としていることから、対象機関が少ない国に対してその拡大を追求できる。</li> </ul>
<b>知的財産</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定（仮称））と同じ水準の規定がTPP協定に盛り込まれることになれば、我が国とのEPAで知的財産章のないブルネイや、模倣品・海賊版対策に関してACTAの関連規定と比較すると水準が低いものになっているマレーシア及びベトナムにおける模倣品・海賊版対策が強化・改善されることとなり、我が国企業の有する知的財産権の保護が促進される。</li> <li>● 事業者同士のライセンス契約に政府が介入すること（ロイヤリティ料率規制等）の禁止や技術開示に関するルールの整備等につき、TPP協定に何らかの規定が盛り込まれることになれば、我が国企業が海外において技術を守り、技術で稼ぐ環境を整える上で有益である。</li> </ul>
<b>競争政策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競争当局間協力の詳細及び手続について規定することができれば、現在我が国がこうした規定を有していないブルネイ、チリ、ベトナム、ニュージーランドとの間でも競争当局間協力を促進できることになる。</li> <li>● 日シンガポールEPA、日マレーシアEPAにおいては、協力の詳細及び手続に関する規定内容が限定的であるため、TPP協定に含まれる規定がより包括的なものとなれば、これら2カ国との間で競争当局間の協力を促進できることになる。また、現在交渉中の日豪EPAに詳細な規定が置かれない場合は、豪州との間でも同様の効果が得られる。</li> </ul>
<b>越境サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般に、我が国を含め先進国は、高度な技術や資本を要するサービス貿易の競争力が高く、途上国に対して自由化を求めていく立場にある。TPP協定でネガティブ・リスト方式が採用される場合、これまで我が国がポジティブ・リスト方式によりEPAを締結した国</li> </ul>

	<p>(シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナム等)との関係では、自由化される分野が広がる可能性がある。また、規制の現状等が一目で分かるため、企業等にとっては、透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。</p>
<b>商用関係者の移動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本人商用関係者が相手国に入国・一時的に滞在するにあたり、法的安定性・予見可能性が得られることに加え、その手続が不透明であったり、遅延したりする国に対し、その迅速化・簡素化を求めることができる。</li> </ul>
<b>金融サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高い水準のルールや市場アクセスの改善(例：外資規制や再保険規制の自由化)が規定される場合、特にASEANのTPP協定交渉参加国における我が国の金融関連企業のビジネス環境が整備される。</li> </ul>
<b>電気通信サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に途上国について、これまで電気通信分野の規制等は各国の自主的な約束に委ねられてきた事項が多く(例：主要な電気通信事業者に対する反競争的行為の禁止、相互接続の義務化等)、これらの点について高い水準の規定が盛り込まれる場合、国際取引を行う我が国事業者にとって利益となる。</li> </ul>
<b>電子商取引</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国企業等にとっては、電子商取引の環境が整備される。</li> </ul>
<b>投資</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TPP協定交渉参加国の中には、主にASEAN諸国において、外資規制、自国民雇用要求、技術移転要求など様々な投資障壁が引き続き存在しているため、高い水準の内国民待遇や特定措置の履行要求の禁止が盛り込まれる場合、我が国企業の外国における投資環境の改善を図るための法的基礎を構築することができる。</li> <li>● TPP協定に「国家と投資家間の紛争解決手続」などを盛り込むことは、内国民待遇などを確実なものとする上で重要。具体的にはTPP協定交渉参加国に進出している日本企業が、投資受入国側の突然の政策変更や資産の収用などによる不当な待遇を受ける事態が発生した場合、こうした手続を通じて、問題の解決を図ることも可能となる。</li> <li>● 投資についてはWTO協定のような多国間条約が存在しないため、TPP協定交渉を通じて投資に関する多国間規律の策定につながる議論に参加し、我が国の国益を反映させることができる。</li> </ul>
<b>環境</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貿易の促進や投資の誘致のために環境基準を緩和しないとの規定や、環境関連条約の遵守、高い環境保護水準の設定等の規定が盛り込まれる場合、環境面で先進的な立場にある我が国企業の競争力の確保につながりうる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国が強みを持つ環境物品・サービスの自由化によっても、我が国企業の競争力強化・国民生活の向上に資する可能性がある。</li> </ul>
<b>労働</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際労働機関（ILO）加盟国としての義務の確認、「労働基準の緩和の禁止」等の規定が盛り込まれる場合は、不当な競争によって日本における事業コストが相対的に上昇することを防ぐ上で有意義である。</li> </ul>
<b>制度的事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国EPAでは、必要に応じて課題の改善等を行う仕組みとして、合同委員会及び小委員会を設けている。この仕組みは企業が抱える具体的な懸案事項を両国政府を交えて議論する効果的な機能であり、これにより、ビジネス環境の向上に繋げることができる。</li> </ul>
<b>紛争解決</b>	特になし
<b>協力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国は多くのEPAにおいて協力章を設けていることから、仮に何らかの規定が盛り込まれる場合には、基本的に前向きに対応が可能であり、また、税関手続、知的財産保護、競争政策等の分野での人材育成などは日本企業のビジネス環境整備の観点からも意義がありうる。</li> </ul>
<b>分野横断的事項</b>	（現時点では議論が収斂していないため、今後の議論を見きわめた上で対応を検討する必要がある。）

## TPP協定において慎重な検討を要する可能性がある主な点

2011年11月  
外務省

交渉分野	慎重な検討を要する可能性がある主な点
物品市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TPP協定交渉においては、高い水準の自由化が目標とされているため、従来我が国が締結してきたEPAにおいて、常に「除外」または「再協議」の対応をしてきた農林水産品（コメ、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、水産品等）を含む940品目について、関税撤廃を求められる。</li> <li>● 米豪・米韓FTAのように医薬品分野に関する規定が置かれる可能性はある。</li> </ul>
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TPP協定において、我が国特有の品目別規則と異なり、農林水産品で輸入原材料を用いた場合も原産品と認めるルールとなる場合、TPP参加国以外の国からの輸入原材料を使用した産品が輸入される可能性がある。</li> <li>● 原産性の証明制度については、我が国が採用していない完全自己証明制度（全ての輸出者等が原産地証明を行うことを認める制度）などが採用される場合には、企業を始め全ての輸出者等が自主的に原産性の確認を行う体制づくりが必要となるとともに、本来ならば原産資格を有しない産品が、協定に基づく有利な条件で輸入されることを防ぐ観点から、適切な運用の確保を検討することが必要。</li> </ul>
貿易円滑化	特になし
SPS（衛生植物検疫）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● WTO・SPS協定上の権利義務の変更が求められるおそれがある。例えば、「措置の同等」と「地域主義【注】」について、ルールが一律に適用されるおそれがあるが、WTO・SPS協定に従って、個別案件毎に科学的根拠に基づいて慎重に検討することが難しくなる。 【注】地域主義 病虫害発生国であっても、清浄地域（病虫害の発生していない地域）において生産されたものであればその輸入を認める概念。</li> <li>● SPS措置について国際基準との調和を一般的に義務付ける規定が盛り込まれるような場合には、WTO・SPS協定上の各国の権利の行使が制約を受けるおそれがある。 （例えばWTO・SPS協定において、科学的に正当な理由がある場合は国際基準に基づく措置によって達成される検疫上の保護水準より</li> </ul>

	<p>も高いレベルの措置を導入・維持できるとされている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別品目の輸入解禁や輸入条件の変更について、従来よりTPP交渉参加国より要請されてきた案件が、交渉参加のための条件とされ、あるいはTPP協定に付随する約束を求められる場合には、我が国が適切と考える検査上の保護水準が確保できるよう、慎重な検討が必要となる。</li> </ul>
<b>TBT (貿易の技術的障害)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 透明性に関する規定 規格策定段階において相手国関係者の参加を認め、自国民と同じ条件での関与を認める旨の規定が設けられる場合、我が国はこうした運用を行っていないため、我が国の手続の変更等の手当が必要となる。</li> <li>● 個別分野についての規定 現時点では議論はないが、仮に個別分野別に規則が設けられる場合、例えば遺伝子組換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じる可能性がある。</li> </ul>
<b>貿易救済 (セーフガード措置等)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TPP協定交渉参加国の二国間FTAでは、従来の我が国のEPAと比べてセーフガード措置の発動が制約される規定内容【注】となっており、同様の内容がTPP協定に盛り込まれることとなる場合には、関税の引き下げによる輸入増加が国内産業に被害を及ぼすのを防ぐためのセーフガード措置を発動できる条件が厳しくなる可能性があり、その場合は、セーフガード措置も発動しにくくなる。 【注】貿易救済分野の規定でTPP協定交渉参加国間のFTAと我が国EPAとの間に見られる相違点 ① 同一品目に対するセーフガードの再発動が禁止 (我が国EPAでは再発動は可能)。 ② セーフガードの発動期間が関税撤廃期間に限定される (我が国EPAでは関税撤廃期間に限定されない)。</li> </ul>
<b>政府調達</b>	<p>政府調達については、TPP交渉参加国間のFTAでも、協定が適用される機関、物品、サービス、基準額についてはさまざまであるので、慎重な検討を要するかは一概に断定できないが、次のような点が挙げうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達基準額については、我が国とTPP交渉参加国との間に以下のような相違があることから、調達基準額の引き下げを求められる場合は、慎重な検討が必要になる。 ① 「中央政府機関」の物品、サービスの基準額について、TPP協定交渉参加国間のFTAの中には、P4協定、米豪FTA、米チリFTAのように、我が国の半分以下の水準のものがある。 ② 「地方政府機関」及び「その他の機関」のうちの一部 (民営化企業</li> </ul>

	<p>など特殊法人)の建設サービスの基準額について、TPP協定交渉参加国のFTAの中には、米豪FTA、米ペルーFTA、米チリFTAのように、我が国のほぼ三分の一の水準のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達対象となる物品、サービスの範囲が広がる場合には、慎重に対応を検討する必要がある。</li> <li>● 仮に地方政府機関の調達対象が更に拡大する場合には、特に小規模な地方公共団体においては、海外事業者との契約締結の可能性が著しく低いという現状に比して多大な事務負担を強いることにつながるおそれがある。</li> </ul>
<p><b>知的財産</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TPP協定交渉参加国間のFTAには、我が国法制度とは整合的でない、例えば以下のような規定が存在するものがある。このような規定が採用される場合には、慎重な検討が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特許：発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間を12ヶ月にする。</li> <li>② 商標：視覚によって認識できない標章（例えば音）を商標登録できるようにする。</li> <li>③ 著作権：我が国制度よりも長い期間、著作権を保護する。</li> <li>④ 刑事手続：著作権侵害につき職権で刑事手続をとることを可能にする。</li> <li>⑤ 地理的表示：商標制度を用いた出願・登録型による地理的表示を保護する。</li> </ul> </li> <li>● P4協定及び豪・NZ・ASEAN・FTAには、遺伝資源、伝統的知識及び民間伝承（フォークロア）に保護を与えることを可能とする旨の条項が含まれているが、こうした規定が求められる場合には、慎重な検討が必要となる。ただし、これらについてはそもそも定義等の基本的な事項を巡って多数国間の場で南北対立が続いており、このような事項がTPP協定に盛り込まれる可能性は低い。</li> </ul>
<p><b>競争政策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国EPAでは取り扱ったことがない以下のような規定が盛り込まれる場合には、我が国制度との整合性について十分な検討が必要となる。ただし、これらの規定は他の交渉参加国も簡単に受け入れない可能性がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公的企業及び指定独占企業に関するルール</li> <li>② 事件関係人の権利を審査手続において確保する規定</li> <li>③ 競争政策に関する規律を引き下げるような規定（例：競争法の適用除外を明示的に容認する規定【注1】）</li> <li>④ 競争政策の範囲に収まらない規定（例：消費者保護に関する消費</li> </ul> </li> </ul>

	<p>者保護当局間の協力に関する規定【注2】</p> <p>【注1】競争法の適用除外 P4協定に規定あり。特定の措置や分野を競争法の適用除外とすることを明示的に認めた上で、附属書でこれら措置や分野を列挙している。</p> <p>【注2】消費者保護当局間の協力 消費者保護法に関連する事項につき、消費者保護当局同士が協力することを定める規定。米国の二国間FTAに規定があるが、我が国は、競争章は競争法とその執行や協力につき定める章であることから、消費者保護当局同士の協力については、競争章に馴染まないとの立場をとっている。</p>
越境サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで我が国のEPAにおいて自由化を留保してきた措置・分野について変更が求められるような場合に、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性がある。</li> <li>● 仮に、個別の資格・免許の相互承認が求められる場合には、これを行うか否かについて、我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ、検討する必要がある。</li> </ul>
商用関係者の移動	現時点においては、特になし。
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで我が国は、WTO・EPAにおいてすでに高いレベルの自由化を約束しており、追加的約束を求められる余地は考えにくい。他方、TPP協定交渉参加国間のFTAにおいては見られないものの、我が国との二国間の協議において提起されている関心事項（郵政、共済）について、追加的な約束を求められる場合には、慎重な検討が必要。</li> </ul>
電気通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国の約束レベルは総じて高く、現時点では慎重な検討を要する可能性があるか否かは判断できない。</li> </ul>
電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国EPA（日スイス）の規定と内容が異なる点としては、例えばデジタル・プロダクトの定義の範囲【注】、電子送信に対する関税をかけないことをどのように規定するか等がある。 【注】CDやフロッピーディスク等に固定されたプログラム等について、日スイスEPAではデジタル・プロダクトには含まれないとしているが、米豪FTA、米ペルーFTAにおいては含まれると定義している。</li> </ul>
投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで我が国のEPAにおいて留保してきた措置・分野について変更が求められるような場合には、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性は排除されない。ただし、過去に我が国が留保してきた措置・分野の変更が求</li> </ul>



	<p>められたことはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「国家と投資家の間の紛争解決手続」が採用される場合、我が国がこれまで締結してきたEPAや投資協定、エネルギー憲章条約と同様、外国投資家から我が国に対する国際仲裁が提起される可能性は排除されない。ただし、過去に我が国が締結したEPAや投資協定、エネルギー憲章条約の「国家と投資家の間の紛争解決手続」に基づいて、我が国に対する投資紛争が国際仲裁に付託されたことはない。（「国家と投資家の間の紛争解決手続」において最も多く利用されている仲裁機関である投資紛争解決国際センター（ICSID）によると、2011年6月末までに同仲裁機関に付託された案件の関連業種は、石油・ガス・鉱山業（全案件の25%）、電力等エネルギー産業（13%）、運輸業（11%）、上下水道・治水（7%）、建設業（7%）、金融業（7%）、情報通信業（6%）、農林水産業（5%）、観光業（5%）、サービス・貿易業（4%）、その他の産業（10%）となっている。）</li> </ul>
<b>環境</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TPP協定交渉参加国が締結しているFTAの規定には我が国のEPAに含まれていないもの（個人の申立てを可とする、環境法規の違反に対する制裁措置及び救済措置のための手続整備等）もあるが、これらの規定の内容は我が国の国内法で概ね担保されると考えられる。</li> <li>● 海洋資源保全、野生動物、違法伐採に関する規定が盛り込まれる場合、我が国の漁業補助金やサメの漁獲その他の漁業活動等に係る国内政策との関係に留意する必要がある。</li> </ul>
<b>労働</b>	特になし
<b>制度的事項</b>	特になし
<b>紛争解決</b>	特になし
<b>協力</b>	特になし
<b>分野横断的事項</b>	（現時点では議論が収斂していないため、今後の議論を見きわめた上で対応を検討する必要がある。）

TPP 協定(日本との協議に関する米国政府意見募集の結果概要)

平成24年2月  
外務省

1.概観

- 締切日の13日までに113件、その後2月6日付で2件追加され、合計115件の意見が提出。
- 提出された意見の大部分は、日本のTPP交渉参加に肯定的。  
・主な理由:日本は米国にとって主要な貿易投資相手国である、米国の輸出に大きな機会をもたらす、日米関係の強化に資する等。  
・主な条件:現在の交渉スケジュールを妨げることとなってはならない、高い水準を目指すことに対するコミットが必要、合意済みの事項についてリオープンしてはならない等。
- 肯定的な意見であっても、我が国の一層の市場アクセス改善等を求める意見が付されているものがある点につき注意が必要。

(1)全体

意見の総数 115件

(肯定的:99件(86.1%)、否定的:8件(6.9%)、態度不明:8件(6.9%))

【参考】対カナダ:121件、対メキシコ:93件。米韓FTA開始時の意見の総数:331件。

(2)分野別内訳(コメントを提出した団体による分類)

農業	34件 (29.5%)	医療	4件 ( 3.4%)
製造業	15件 (13.0%)	自動車	5件 ( 4.3%)
ビジネス団体	11件 ( 9.5%)	繊維・衣料品	3件 ( 2.6%)
食品	11件 ( 9.5%)	日本の関心団体	2件 ( 1.7%)
サービス	11件 ( 9.5%)	エネルギー	2件 ( 1.7%)
小売り	8件 ( 6.9%)	ハイテク	2件 ( 1.7%)
NPO/NGO	5件 ( 4.3%)	労働組合	2件 ( 1.7%)

(3)肯定的意見の例

ア 全米商工会議所

TPP交渉参加に関する日本の関心表明を歓迎。日本経済の開放からは米国の全ての関係者が裨益できる。日本は米国にとってアジアで最も重要な戦略的パートナーである。TPPをアジア太平洋地域の経済統合の先駆けとなし得る。さらに、TPPの枠内で共通の政策目標を追求し得る。全ての財・サービス及び貿易・投資に関する国内の障壁をテーブルに載せるべき。米国と同レベルの市場アクセスの確保を求める。

イ 米国食肉協会

日本は米国にとって最大の豚肉輸出相手国、第三位の牛肉輸出相手国であることから、日本のTPP交渉参加は大きな機会。他の交渉参加国が合意済みのものと同じ包括的な農産品市場アクセスへの合意、食品安全に関する国際的で科学に基づいた基準の遵守が必要。

#### ウ 全米製造業協会(NAM)

日・カナダ・メキシコの交渉参加を支持。TPP協定交渉は参入障壁に係る長年の懸案を解決する機会を提供する。アプリアリの除外をすることのない包括的な合意へのコミット、合意済みの事項をリオープンしないこと、全ての貿易・投資障壁をテーブルに載せること等が必要。

#### エ 米国保険協会(ACLI)

TPP協定交渉への日本の関心表明を歓迎し、完全に支持。TPPは、公平な競争、消費者の保護、消費者の商品選択、市場の効率性等を確保するため米国と日本が協調する機会を提供。

TPPのプロセスを通じ、かんぽ生命及び共済との競争をゆがめる政策・法律・運用を除去又は修正すること、かんぽ生命による新規又は修正された商品の販売が認可されないこと、新たな措置の導入前に、影響を受けるTPP交渉参加国と優先的に協議すること等に合意するよう要望。

#### オ 米国速達協会(EAA)

日本が交渉参加するとの考えを支持。ただし、日本が高い水準の包括的な協定(との基本的考え方)に合意するのが条件。交渉参加に関する議論においては、独占的な郵便サービス提供者に関連する競争促進的政策に対する支持を確保することが重要。

### (4) 否定的な意見の例

#### ア 全米自動車政策評議会(AAPC)

現時点で日本がTPP協定交渉に参加することには強く反対。日本の交渉参加は、日米間の自動車貿易の一方的関係を固定化し、TPP協定が高水準のものとなることを大幅に遅延させ、さらに、米国自動車産業の足かせとなる。国内生産者のみが利益を受ける軽自動車規格に対する特別な待遇は廃止すべき。日本はまず、輸入車への市場開放に向けた複数年に亘るコミットメントを示すべき。

#### イ 全米労働総同盟産業別組合会議(AFL-CIO)

交渉中のTPP協定は未知の点が多く、労働者に与える影響等について見解を示すことは困難。不適切な形で日本がTPP協定に加盟する場合には、米国経済及び労働者への利益がなく、日本に一方的に利益を与えることにもなり得る。適切に交渉されたとしても、TPP協定が貿易均衡を改善し、対日輸出の増加によって(米国内に)雇用を創出する可能性があるというのは大変疑わしい。

#### ウ ジェネリック医薬品協会

日本のジェネリック医薬品市場は未発達であり、比類のない潜在的可能性をもたらすが、かかる機会を有効活用する上で、TPP協定は適切な手段ではない。

#### エ 全国農業協同組合中央会(全中)

例外なき農産品関税撤廃は日米両国の友好関係を損なう。日本国内の酪農・食肉生産が減少すれば米国からの飼料輸入も減少する。国境地帯の農業等への打撃は安全保障上の問題となるおそれがある。日本の食料輸入増加により世界の飢餓・栄養不足人口が大幅に増加する。例外なき関税撤廃や国内規制の厳格な統一は、アジア太平洋地域の共通目標達成に資するものではない。

#### オ メーン州市民通商政策委員会

日本のTPP協定への参加はTPP協定の当初の目的からの乖離、近年のFTAは州固有の権限への侵害である等を指摘。

(了)